

相続定期預金

(平成27年4月1日現在)

項目	内容
1. 商品名	相続定期預金
2. ご利用先	金融機関（当行以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人のお客さま ※相続により取得した不動産や株式等の換金代金および死亡保険金もお預け入れいただけます。 ※お預け入れは、当行本支店の1店舗に限ります。 ※お申込時に以下の書類が必要になります。 ①ご本人さまの確認書類 ②「お預け入れされる方が相続人であること」「ご相続手続きの完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる書類 例：遺産分割協議書の写し、金融機関に提出した相続依頼書の写し、戸籍謄本の写し、遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの）の写し、被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し
3. 期間	1年（自動継続式のお取扱いとなります。）
4. 定期預金種類	スーパー定期、またはスーパー定期300、または大口定期預金 ※証書式のみのお取扱いとなります。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	申込時一括預入となります。 1円以上、相続により取得した金額を上限とします。 1円単位
6. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	「スーパー定期」（お預入金額300万円以上は「スーパー定期300」）、1,000万円以上は「大口定期預金」1年ものの店頭表示金利+年0.20% ※上乗せ金利は当初預入期間のみ適用いたします。初回満期日以降は、その時点の店頭表示金利にて自動継続されます。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。（円未満切捨て）
8. 手数料	—
9. 中途解約時の取扱い	スーパー定期、スーパー定期300の中途解約利率の取扱い 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。なお、算出した利率は解約日における普通預金利率を下回らないものとします。 ・預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×50%

項 目	内 容
9. 中途解約時の取扱い	<p>大口定期預金の中途解約利率の取扱い</p> <p>満期日前に解約する場合は、以下の①および②の算出により計算した中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）のうちいずれか低い中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。なお、算出した利率は解約日における普通預金利率を下回らないものとします。</p> <p>①約定利息に対する掛目方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・ 預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×50% <p>②再調達方式</p> $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準金利} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>なお、基準金利とは、中途解約日に預金の元金を証書記載の満期日まで新たに預入した場合に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p>
10. 税金	<p>平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、復興特別所得税が課され、利息額に対して一律20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）が適用されます。</p> <p>※有資格の場合、非課税貯蓄申告制度（マル優）の取扱いができます。</p>
11. 金利情報	<p>スーパー定期、スーパー定期300、大口定期預金の金利は、店頭のコピーボードに表示しています。</p>
12. その他ご留意いただく事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本預金は、預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。 ・ 金利情勢等の変化により、お取扱い内容を変更、またはお取扱いを中止することがあります。 ・ 本預金は、ATM・インターネットバンキング等ではお取扱いできません。

＜当行が契約している指定紛争解決機関＞

全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室

電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772